

4 維持管理班

道路、橋梁、港湾、海岸、急傾斜地等を常時良好な状態に維持するため、適切な維持修繕・補修・清掃・除草等の維持管理業務や、道路占用許可・海岸占用許可・港湾施設使用許可等の各種許認可業務を行っています。また、より安全・安心で快適な道路を目指し、避難指定道路を中心とした電線共同溝の整備(無電柱化)や、交通安全施設の整備、小規模な車道改修、歩道設置等を行います。

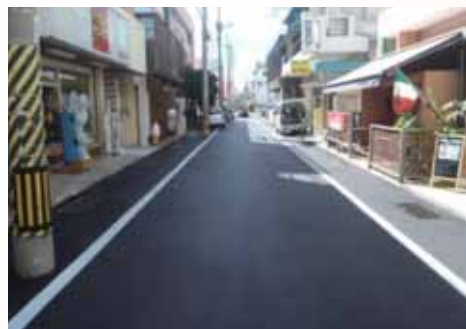


道路防災保全事業

舗装の劣化により車両の安全かつ円滑な交通に支障のある道路の補修を行っています。



補修前(西里通り)



補修後(西里通り)

無電柱化推進事業 (無電柱化推進事業)

災害による電柱倒壊などへの対策や、地上から電柱及び電線を撤去することによる景観形成などを目的として、電線類の地中化を推進しています。



平成15年台風14号による被災



無電柱化実施後

交通安全施設整備事業

自動車交通及び歩行者の安全を確保するために、歩道の拡幅・新設、交差点改良のほか、道路標識の設置、区画線や防護柵、道路照明等の整備を行っています。

